

平成 25 年 10 月 30 日

講談社に対する訴訟について第二審判決のお知らせ
(平成 23 年 10 月 24 日発売の週刊現代掲載記事について)

ファンのみなさま
関係者 各位

吉本興業株式会社
代表取締役 大崎 洋

平成 23 年 10 月 24 日付発売の週刊現代に掲載された「創業家の顧問弁護士が明かす 紳助だけじゃない 吉本興業とヤクザ 弁護士でも怖くなる話」等と題する記事に関して、当社が株式会社講談社(代表取締役:野間省伸)及び同誌の編集長である鈴木章一氏らに対して訴訟提起していた事件について、本日、東京高等裁判所において、第一審の当社敗訴部分を一部修正し、講談社らに対して、110 万円(第一審)から 165 万円に増額した損害賠償を命じる旨の勝訴判決が言い渡されました。

本判決は、当社について暴力団との関係など存在しないことを認める内容であって、この点は妥当な判決をいただいたものと考えております。

しかしながら本判決は、当社所属タレントの中田カウスが当社の林元社長の私的なトラブル処理を第三者に依頼していた等と指摘している部分について、第一審の判断を維持しておりますが、当社の社内調査結果では、上記のような事実は発見されておらず、また、中田カウスについて暴力団との間に社会的非難に値するような親密な関係や特定の利害関係などは存在しないものと判断しております。

判決内容には一部不服があり、今後の対応を慎重に検討したいと考えております。

本判決は、第一審の判断に比べれば一歩前進の結果にはなっておりますが、当社の姿勢について更なるご理解をいただけるよう、努力を続けて参りたいと考えております。当社を支えてくださるファンの皆様並びに関係各位には、大変ご心配をおかけしておりますが、引き続きご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以 上